

議案第 8 号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和 3 9 年墨田区条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「又は金銭」を削り、同項第 3 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 3 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

付則第 2 条の 2 の 2 を次のように改める。

第 2 条の 2 の 2 削除

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 0 条第 1 項の改正規定及び付則第 2 条の 2 の 2 の改正規定並びに次条の規定は、墨田区規則で定める日から施行する。

（特別区民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の墨田区特別区税条例第 2 0 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による

改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含
む。) 」とする。

(提案理由)

地方税法等の一部改正等により、公益法人等に係る区民税の課税特例を定める規定
を削る等、所要の規定整備をする必要がある。